

(別紙) よくある質問 (建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用関連)

Q 1 建設キャリアアップシステム (CCUS) とは何か?

A 1 建設キャリアアップシステム (以下「CCUS」という。)とは、技能者の就業履歴や保有資格などを業界統一のシステムに蓄積することにより、技能者の処遇改善や技能研鑽、現場作業の効率化を図ることを目指す仕組みのことです。

Q 2 最近CCUS を推し進めているのはなぜですか?

A 2 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠です。発注者にはCCUSの活用を促し、建設技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められています。

Q 3 CCUS を活用するメリットはあるのか?

A 3 メリットは、大きく「技能者の処遇改善」と「現場管理の効率化」が挙げられます。技能者は自らの資格や就業履歴を証明することが可能となり、働く現場に関わらず、適正な評価と処遇が受けられるようになることが期待されます。また事業者は技能者の就業状況等を容易に把握でき、現場の入場管理等の効率化等を図ることができます。

Q 4 令和6年4月以降、加点評価対象となる工事の種別・規模等は?

A 4 浜松市の市長事務部局の発注工事のうち、令和6年4月1日以降に完成し成績評価を行うすべての工事が評価の対象となります。ただし、次のいずれかに該当する場合には対象外とすることができます。

- (1) 当初設計金額 250 万円以下の工事
- (2) 契約上の工期が 1 ヶ月未満の工事
- (3) 契約上の工期の大半が工場製作等で現場作業が 1 週間程度の工事
- (4) CCUS を活用できないと工事担当課が判断した以下の工事
 - ・災害復旧工事や急施行工事など緊急性の高い工事
 - ・小破修繕を想定した緊急短期施工している通年維持工事 (土木工事のみ)

Q 5 工事成績評価を省略する工事 (当初請負金額250万円未満の工事など) や草刈り等の業務委託について、CCUS の活用はできるのか。また、CCUS を活用した場合は工事成績評価を行うのか。

A 5 工事成績評価を省略する工事及び業務委託については、CCUS の活用はできますが、工事成績評価は行いません。

Q 6 CCUS の活用に係る費用については、受発注者、どちらの負担となるのか。

A 6 CCUS の活用に係る費用 (登録費用、カードリーダー等の機器設置費用、現場利用料等) は、受注者の負担となります。

Q 7 CCUS の活用を希望しない場合、受注者に対するペナルティはあるのか。

A 7 受注者はCCUS の活用を希望しない場合、その旨を施工計画あるいは協議書等へ記載して監督員に報告してください。なおこの取組みは強制ではありませんので、受注者に対するペナルティはありません。

※ 希望しない場合の記載例：「本件工事において、（・・・理由・・・）のため、CCUSを活用しません。」

Q 8 事業者登録は、元請だけでよいか、下請がある工事についてはどうか。

A 8 元請の登録のみでも加点対象となりますが、できるだけ下請業者にもCCUS の活用を啓発するようにしてください。

Q 9 カードリーダー等を当該現場へ設置することとなっているが、盗難の恐れがあるような現場や仮設事務所がないような現場等においても、現場へ設置するのか。

A 9 盗難等のおそれがある場合などのカードリーダー等の設置場所については、監督員と協議の上、決めてください。

Q10 カードリーダー等へのタッチ（就業履歴の蓄積）が1名でもあれば加点していくということであるが、本当にそれでいいのですか？

A10 次数の大きい下請業者にまで履歴の蓄積がなされることが本来の目標であると思いますが、当面はカードを所持している技能者が当該現場へ入場した際、履歴等の蓄積ができる体制であることに対して評価するということと、CCUS を活用している状況を目にすることで下請業者等、周囲への啓発になればよいと考えます。なお、CCUS がもう少し浸透した際には運用等の見直しを行う場合があります。

Q11 令和6年4月1日以前に発注された工事で「工事着手前」にはCCUSを活用する計画がなかったものが、途中から活用することとなった場合はどうなるのか？

A11 令和6年4月1日以前に発注された工事については創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況説明資料（添付書類含む）の提出によりCCUS の活用実施（現場利用）状況の確認ができるのであれば、工事途中からの取組みであっても評価することができます。

Q12 CCUSを活用する計画であったが、最終的に履歴の蓄積が1人もなされないなど、活用したと認められなかった場合はどうなるのか？

A12 評価対象項目のすべての判断基準を達成した場合、CCUS活用がなされたと判断します。なお、CCUS 活用を計画していたにもかかわらず最終的に活用したと認められなかったとしても、減点等のペナルティはありません。

用語の定義等

(1) 対象期間について

現場におけるCCUS を利用すべき期間（以下「対象期間」）は工事着手日（準備期間を除く）から工事完成日（後片付けを除く）までです。ただし、工事着手日までに事業者登録、技能者登録及び現場管理ID登録が完了していない場合の対象期間は、これらの登録がすべて完了した日の翌日から工事完成日までとなります。

(2) CCUS活用工事

市長部局が発注する工事のうち、CCUS を活用するものをいう。

(3) 技能者

受注者及び下請業者の従業員等で、建設技能者として就労する者をいう。

(4) 事業者登録

一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報、かつ、当該建設現場に係る情報を登録することをいう。

(5) 技能者登録

一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録することをいう。

(6) 現場管理者ID登録

CCUS を活用する工事の受注者がCCUSにログインするためのIDであって、受注者が登録するものをいう。

(7) カードリーダー等

CCUS に対応したカードリーダー、QRコードリーダー等のデバイスをいう。

(8) 現場利用料

CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴登録回数に対する利用料金であり、元請として現場を登録する受注者が支払う費用をいう。

確認方法(実施フロー)

- (1) 受注者は工事着手する前に CCUS 活用の希望等を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は CCUS に本工事に係る現場情報の登録を行うとともに、技能者の就業履歴を蓄積するためのカードリーダー等を設置するものとする。また設置状況写真を撮影しておくこと。
- (3) 受注者は CCUS を活用する場合、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施するものとする。
- (4) 受注者は、工事が完成したときは、「創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況」の説明資料として、CCUS から出力される「現場・契約情報」（現場就業履歴登録の確認ができる書類）を発注者へ提示し、CCUS の活用について確認を受けること。
- (5) (4)の現場就業履歴登録の確認ができる書類とは、CCUS から出力される「現場・契約情報」へ、当該現場における受注者等の情報について記載があり、かつ「現場で登録された就業履歴数」に履歴数が計上されている場合をいう。
- (6) 発注者は CCUS の活用実施(現場利用)状況の確認を行い、現場就業履歴登録等の確認ができた場合は、工事成績評定の社会性等の項目で評価するものとする。